

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

平成24年11月27日（火）

杉 並 区 議 会

目 次

定例会の追加提案事項について	3
議員提出議案について	
(1) 議員提出議案第10号 杉並区議会会議規則の一部を改正する規則	3
(2) 議員提出議案第11号 杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例	3
(3) 議員提出議案第12号 杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会 に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改 正する条例	3
定例会の日程について	5
杉並区特別職報酬等審議会の答申への対応について	5

議会運営委員会理事会記録

日 時	平成24年11月27日(火)		午後2時58分～午後3時12分	
場 所	第1委員会室			
出席理事 (6名)	理事 富本 卓	理事 大熊 昌巳	理事 渡辺 富士雄	理事 小川 宗次郎
	理事 原田 あきら	理事 小松 久子		
欠席理事				
理事以外の 出席議員	議長 井口 かづ子	副議長 島田 敏光		
出席理事者				
事務局職員	事務局 長 与 島 正 彦	事務局 次長 事務取扱区議 会事務局参事	和久井 義 久	
	議事係 長 野 澤 雅 己	庶務係 長 高 橋 正 美	庶務係 主査 横 山 淳 二	庶務係 主査 井 口 隆 央
	調査係 長 小 塩 尚 広	庶務係 主査 杉 原 正 朗	調査係 長 上 野 和 貴	
	調査係 長 担 当 書 記			

(午後 2時58分 開会)

富本理事 これより議会運営委員会理事会を開会する。

《定例会の追加提案事項について》

富本理事 定例会の追加提案事項について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料1をごらんいただきたい。

第4回区議会定例会追加提案事項一覧ということで、職員の給与については、22日未明に勧告どおり妥結したので提案するものである。杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例など4議案の追加の提案である。この後、議会運営委員会で区長から説明がある。

説明は以上。

富本理事 ただいまの説明について、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、この後の議会運営委員会において改めて理事者から説明がある。

《議員提出議案について》

- (1) 議員提出議案第10号 杉並区議会会議規則の一部を改正する規則
- (2) 議員提出議案第11号 杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例
- (3) 議員提出議案第12号 杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

富本理事 続いて、議員提出議案について。

先般から話し合いをしてきた地方自治法の一部改正に伴う改正を必要とする3議案だが、前回の理事会で議会運営委員会委員全員での提出の合意がとれたので、本日、資料のとおりお示しした。

私から一括して説明する。

議員提出議案第10号、第11号、第12号は、議会運営委員会委員全員により提出するものである。

議員提出議案第10号から第12号は、地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保し、特に議会権能の強化などがあるが、住民自治のさらなる充実を図るため、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、杉並区議会においても、関連する規則、条例の規定の整備が現状に合わせて必要になるものである。

議員提出議案第10号杉並区議会会議規則の一部を改正する規則については、本会議に

においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができることになったことから、会議規則に加えるものである。

主な改正の内容は、規則第9章の2として、公聴会及び参考人の章を新たに加える。第83条の2から第83条の7までは本会議における公聴会開催の手続等を、第83条の8において参考人の出席について定める。その他、第13条、第14条、第120条において、地方自治法の改正に伴う所要の規定の整備を図っている。

施行の期日は、公布の日である。

続いて、議員提出議案第11号杉並区議会委員会条例の一部を改正する条例。

主な改正の内容は、第2条は常任委員の所属である。これまで地方自治法に定められていた所属については同法から削除されたため、当区議会の実情に合った条文を加える。

第4条第3項においては、特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任すると定めている。

第5条第2項は、閉会中においては議長が委員を指名することができ、その場合は次の会議に報告する旨を定め、第3項において、議長は、委員の選任事由が生じたときは速やかに選任することを定めている。

施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書きに規定する規定の施行の日または公布の日のいずれか遅い日からである。

続いて、議員提出議案第12号杉並区議会等の求めにより出頭した者及び公聴会に参加した者の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の主な改正の内容は、本条例の別表のうち、地方自治法の改正に伴い必要な規定の整備を行っている。

施行期日は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書きに規定する規定の施行の日または公布の日のいずれか遅い日からである。

また、附則第2項においては、必要な経過措置を定めている。

以上だが、何かあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

富本理事 よろしければ、この後の議会運営委員会で再度私から説明する。

《定例会の日程について》

富本理事 続いて、定例会の日程についてだが、事務局から説明願う。

議会事務局次長 資料5をごらんいただきたい。

この3議案を追加上程するために、本日この後、議会運営委員会、あす、都市環境委員会終了後、本会議、追加議案の上程、委員会付託、議決ということになる。

また、議案審査のために、12月3日、災害対策特別委員会終了後、議会運営委員会を開催したいので日程を作成している。

説明は以上。

富本理事 これは前から言われている日程なので、よろしいか。——それでは、この後の議会運営委員会で正式に決定したいので、よろしく願いをする。

《杉並区特別職報酬等審議会の答申への対応について》

富本理事 続いては報酬審の答申についてだが、議員の報酬のことは会派持ち帰りとなっていた。この間に会派間でいろいろと意見はあり、最終的に理事会会派は、0.2%削減するということで合意がとれたと認識しているが、よろしいか。——それでは、答申どおり0.2%削減することで合意が改めて確認されたので、この内容で議員提出議案としたい。提案者についても、議会運営委員会委員全員ということでよろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、議会運営委員会委員全員の提案として、提案説明は私から行う。

この関係については、この次の議運で議題としたい。少しいつもの提案説明と違うので、読ませていただく。

議員提出議案第13号杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について説明する。

区議会の報酬については、期末手当の支給月数を引き下げる議員提出議案第9号を先に議決する予定。本議案は、それに加えて区議会議員の報酬を0.2%引き下げる議案である。

平成24年度の23区職員給与については、特別区人事委員会勧告で給与を平均で0.2%引き下げるという勧告が出された。その後、杉並区特別職報酬等審議会は、区長からの諮問に対し、区長、副区長の給与及び区議会議員の報酬について審議を行い、区議会議員の報酬については、区議会のさまざまな取り組みは評価しつつも、特別区人事委員会のマイナス勧告や昨今の厳しい経済状況等を総合的に勘案し、報酬を0.2%減額することが妥当という答申を出した。

そして、議案を検討するに当たり、議会内においてさまざまな意見や考えはあったものの、現下の大変厳しい経済状況や社会情勢、区の財政状況等を総合的に勘案するとともに、杉並区特別職報酬等審議会の答申も十二分に尊重し、議員報酬を区長、副区長の給料と同じく0.2%引き下げる旨が最終的に議会運営委員会で合意がなされ、この議案を提出するに至った。

議員の身分やあり方についてはさまざまな意見がある。ここからは、問題提起の意味も込めて、若干それらを紹介する。

今、日本は大きな閉塞感に覆われている。その理由の1つに、日本のさまざまな社会システムが、特に高度経済成長期にはうまく回ってきたシステムが行き詰まりを見せ、これを時代の変化に合わせた形に再構築できていない点が挙げられる。これは今回の総選挙の争点の1つであるとも言える。

その変革の1つに、中央集権型社会から地方分権型社会への転換がある。その方向性の中で、地方自治法の改正なども行われ、その柱の1つに地方議会の権能強化が挙げられている。しかし、国レベルの議論において、地方議会を構成する地方議員の身分やあり方の議論についてはいまだ手つかずの感もある。そうした中、私たち杉並区議会でも、さまざまな角度から多様な意見が出される中、議論が行われている。

時代の大きな移り変わりの中で、議員の身分、あり方も変わってきた。都市部である杉並区議会ではその流れは顕著で、以前とは違い、兼業でなく専業議員として活動している方が圧倒的に増えている。また、年齢構成も若返り、子育て世代の議員も増えている。以前の名誉職という位置づけから、実務職といった形に変わってきている感がある。

しかし、議員報酬に対する考え方については、これは杉並区だけに限ったことではないが、それ自体に明確な根拠等を示されることなく、結果として、地域手当や退職手当がある、本来は全く違う土俵にある職員給与の考え方をベースに決められている従来型の手法がとられている。これについても、これまでと同様の考えでよいのか、また、現状と乖離しているのではないかという声もある。また他方には、議員のボランティア化を求め、それと連動する報酬のあり方を模索する声も存在する。ゆえに、当然、その金額の多寡についてもさまざまな意見がある。

関連して、特別職報酬等審議会についてもさまざまな意見がある。この制度自体、基本的に右肩上がりの時代の中で、議員のお手盛りを防ぐという視点で制度設計がされたことは理解し、その一定の役割を果たしてきたことは評価しているが、もはや右肩上がりの時代は過ぎた。

ちなみに、杉並区議会議員の報酬についても、平成6年に議決された59万9,000円をピークに減少、もしこの議案が可決、成立すると59万6,600円となる。なお、この金額は23区中21位である。

加えて、議員の実態が大きく変わっている中で、年に1度、特別区人事委員会の勧告をベースに議論が進められている審議会の審議のあり方についても、時代の変化に対する対応が不十分という指摘もある。この点は、事務局である区において一定の考察が必

要な時期に来ているものである。

ほかにも、議員の身分、あり方については、杉並区議会では既に廃止されている費用弁償を初め、政務活動費、議員定数の問題もある。今後、現在の議員の実態もしっかりとかんがみながら、これらが総合的に検討され、真の地方分権型社会に即した形にモデルチェンジをしていくことが求められていると言える。

最後に、改正の内容について説明する。

区議会議員の報酬を、杉並区特別職報酬等審議会の答申どおり、0.2%削減、記載の額とする。

施行日は、平成25年1月1日である。

以上の内容であるが、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 では、そのようにする。

本日の議題は以上だが、ほかに何かあるか。

議会事務局次長 たびたびの催促で申しわけないが、政務調査費の関係で、きょう現在でまだ18名の方から書類の提出がない。

富本理事 会派の構成はどうか。

議会事務局次長 自民4名、公明3名、民主5名、ネみ2名、あとは1人会派の方々。

富本理事 これは、この間、区長もいろいろな答弁をしたが、私どもである程度きちっと、事務局のご協力もいただきながらチェックするということがまず大切なことなので、この点は、事務局も手間がかかるので、なるべく早く提出していただきたいということを再度お願いする。

議会事務局次長 大分遅れているので、事務局から提案がある。第2回の提出日が来年の2月6日であるが、提出が遅れているの方々含めて、本年12月までの分を年明け早々に提出し、それを審査するというだけでも構わないので、12月分までまとめて年明けにということでも結構よいので、よろしく願いをしたい。大変恐縮だが、協力いただきたい。

富本理事 よろしく願いする。この点、よろしいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

富本理事 それでは、ほかにないようなので、本日の議会運営委員会理事会を閉会する

(午後 3時12分 閉会)